

福島県子ども自然体験活動推進協議会会則

第1条 目的

文部科学省が公益財団法人ボーイスカウト日本連盟へ委託した「子どもたちの心身の健全な発達のための子供の自然体験活動推進事業」を推進するにあたり、ボーイスカウト組織と福島県内の関係団体及び行政機関との共同により、より多くの青少年へ自然活動を提供することを目的として、本協議会を組織する。

第2条 名称

本協議会は「福島県子ども自然体験活動推進協議会」と称する。

第2条 事業

本協議会は、次の事業を行う。

- ①協議会
- ②子どもたちの心身の健全な発達のための子供の自然体験活動推進事業
- ③広報事業
- ④その他目的達成のため必要とする事業

第3条 所在地

本協議会の事務所は、ボーイスカウト福島連盟事務局内(福島県福島市黒岩字田部屋53番5号 福島県青少年会館内)に置く。

第4条 構成

本協議会の委員は原則として 地域の代表者により構成する。

- ①ボーイスカウト福島連盟 ②各青少年団体 ③青少年健全育成に造詣のある学識経験者など
- 2) 本協議会に次の役職を設け運営する。
 - ①協議会長 ②副協議会長 ③委員(学識経験者) ④会計監査 ⑤事務係 ⑥会計係
- 3) 本協議会に コーディネーター(事業推進担当者)を置くことができる。
- 4) 本協議会委員の任期は、事業委託日より翌年の3月31日までとする。

第6条 会議

本会は原則として任期中に2回開催する。

- 2) 協議会長は必要に応じて本会を招集することができる。

第7条 年度

本協議会の事業及び会計年度は、事業委託日より翌年3月31日までとする。

第8条 会計

本協議会は 参加費、日本連盟からの助成金などをもって運用する。

第9条 会則変更・解散

本会則の変更及び本会の解散は委員の4分の3以上の同意を得て行うことができる。

付 則

本会則は、令和2年9月27日より施行する。

令和2年度

福島県子ども自然体験活動推進協議会

職名	氏名	所属
協議会長	安齋 精児	ボーイスカウト福島連盟 理事長
副協議会長	山岸 敦子	ガールスカウト福島県連盟長
コーディネーター (事業推進担当者)	大槻 富寛	ボーイスカウト福島連盟県コミッショナー
委員 (学識経験者)	鈴木 基之	福島県教育庁社会教育課長
委員 (学識経験者)	鈴木 忠夫	福島県青少年会館長
会計監査	小松 陽介	青少年団体連絡協議会 事務局長
委員	加藤 高明	ボーイスカウト福島連盟組織拡充委員会委員長
事務係	関根 一男	ボーイスカウト福島連盟 事務局長
会計係	丹治 恵喜子	ボーイスカウト福島連盟 事務局次長

※ 協議会は事業開始時、及び事業終了時の2回の開催を基本とする